

看板類の撤去と道路占用(その1)

道路局路政課道路利用調整室

渡邊課長

「おはよう。」

坂上係員

(電話中)「はい。はい。分かりました。現場を確認しまして、早速対応を検討いたします。はい。それでは失礼します。」

渡邊課長

「どうしたんだい朝から。」

坂上係員

「住民の方からお電話なんですけど、〇〇町の道路沿いに看板がたくさん設置されているそうなんです。危ないし、景観もよくないからとつてくれないかということなんですけど。」

渡邊課長

「それでどうするつもりなの?」

坂上係員

「それで今からパトロール車で行って、撤去して来ようかと思ってるんですが。」

渡邊課長

「ふーん。分かった。じゃ、この件は坂上君に

担当してもらおう。それで、どんな看板だった?」

坂上係員

「〇〇町に新しくできる△△屋さんの広告用立て看板らしいんです。私、電話しながら占用台帳を調べたんですけど、占用許可申請も出てませんでしたから、不法に設置されたものだと思います。」

渡邊課長

「なるほど。まあ実際にどんなものか確認しないと何とも判断できないから、まずは現場確認だけお願いしますよ。」

坂上係員

「すぐ撤去できないんですか?」

渡邊課長

「気持ちちは分かるけど、なかなか難しいんだ。現場写真を見て、どう対応するか検討しようじゃないか。」

坂上係員

「分かりました。それでは行って参ります。」

渡邊課長

「おい、デジカメを忘れてるぞ。大丈夫かな?」

渡邊課長

「どんな様子だった?」

坂上係員

「それが、〇〇町付近の一〇号線の沿道一帯にずらーっと並んでました。」

渡邊課長

「何が? 大きさは? 沿道のどこに設置されていたの? 立て看板以外に設置されていたものは?」

坂上係員

「ちよ、ちよっと待ってください。整理して御報告します。」

坂上係員

「課長、整理終わりました。まず位置ですが、A交差点〜B交差点までの約五〇〇mの区間に、立て看板が歩道内の車道寄りに上下線に一五個ずつ、旗竿が一〇本ずつ置かれています。立て看板の大きさは縦一・八m、横が〇・四五m、旗竿は縦二m、横〇・六mとなっております。月末に△△屋さんが地域の農協とタイアップしたイベントをやるらしく、その告知用のものなのです。」

渡邊課長

「成長したねえ。的確だよ。他に物件はなかったの?」

坂上係員

「これ以外には、××商事とか××ハウスのビルが電柱に大量に貼られてました。きつと△△屋さんは、こういうのを貼ってもいいんだっつらと思つて、勝手に設置したんですかねえ。」

渡邊課長

「ところで、○○町は屋外広告物条例の禁止地域に指定されているんだっけ？」

坂上係員

「『屋外広告物条例の許可基準をあわせて勘案し、』^{*}ですね。えーっと、ここは許可地域です。」

※「指定区間内の一般国道における路上広告物等の占用許可基準について」（昭和四四年八月二〇日建設省道政発第五二号道路局長通達）

渡邊課長

「よろしい。で、交差点付近には設置されているの？」

坂上係員

「『禁止場所』ですね。交差点の一〇m以内には、立て看板が上下合わせて六個、旗竿は二本ずつでした。」

渡邊課長

「よし。それじゃ、△△屋さんとそれから◎◎市都市計画課にも連絡して。」

坂上係員

「△△屋さんと◎◎市都市計画課ですか？」

渡邊課長

「ピンとこないようだね。△△屋さんには、道

路に物件を設置する場合には道路占用許可が必要だということを説明するんだ。それで、今回の物件のうち立て看板については、交差点付近のものを除けば許可できるということを伝えるんだ。ただし、旗竿は、現行の基準を超えているから幅を変えれば許可できるし、そうでなければとつてもらうように言う。それから、都市計画課には屋外広告物条例に基づく設置許可申請がなされているかどうかを確認して。君の作つてくれた絵も送付してあげるといいな。それからビラの件も話しておくように。」

坂上係員

「分かりました。」

坂上係員

「△△屋さんは占用許可申請をすつてます。交差点付近の立て看板や旗竿については撤去するそうです。」

渡邊課長

「残るはビラか。都市計画課はビラの件について何か言つてたかい？」

坂上係員

「すぐに内部で撤去する方向で検討するそうです。ところで、撤去する際は道路管理者も合同でどうかとも言われたんですが。何で都市計画課はビラについては撤去できるんですか？」

渡邊課長

「屋外広告物法第七条第四項を見てごらん。相

当の期間を経過し、かつ、管理されずに放置されていることが明らかなものについては、都道府県知事（指定市、中核市長）は撤去できると規定されている。これに基づいているんだ。」

坂上係員

「そうだったんですか。でも道路管理者は何もできないんですか？」

渡邊課長

「相当期間貼られているビラは、道路法第四二条の維持清掃行為として措置することができ。ただし、立て看板や旗竿については、相手の所有権との関係から、一定の場合を除き、^{*}ただちに道路管理者が直接撤去することはできないんだ。」

※道路法第四四条の二、道路法第七一条第三項

坂上係員

「なかなか難しいですね。」

渡邊課長

「今回はこういうことになってしまったけど、都市計画課とは常に連絡体制をとつておくことが必要だな。また、道路占用についての啓発活動も重要だな。」

坂上係員

（電話中）「え。選挙用ポスターですか。それが大量に貼られている？ 分かりました。直ちに現場を確認します。」

（続く）